

財務省告示第三百十四号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規
 定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却し
 たので、その国債の名称等を別表のとおり告示す
 る。

平成二十年十月二十四日

財務大臣 中川 昭一

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	第二回	百九十九億六 十四万九千九 百七十九円	円三千九 百七十八億 三千四百七 十三
〃	第四回	九億二千八百 八十九万九千 七百九十九円	十一億二千 七百八十六 千二百九十五 円
〃	第六回	六億四千七百 八万四千四百 六十六円	円八十億四 百一十三万 八千七百七十 七十六
〃	第八回	四億五千八百 一十三万三千 七百九十九円	百七億五千 七百六十七 千九百三十七 円
〃	第十回	五億七千四百 五十七万五千 七百六十六円	千七億七 千四百六十五 万三千五百一 十五
〃	第十二回	十七億四千三 百三十四万 四千四百四十四 円	二千八億四 百三十二万 五千五百七十 二
合計		万四千二百四 億六千四百 九十四万九千 九百九十九円	十五億二千 五千三百四 十億六千 三百四十五 万五千二百 七十四